

ニュースポーツ用具借用に関する規約

令和 5 年 9 月 1 4 日

金ヶ崎町中央生涯教育センター

1 趣旨

町内生涯教育センターが所有するニュースポーツ用具（以下「用具」という。）を貸し出しすることにより、町民のスポーツ振興を図る事を目的とする。

2 用具

貸し出しする用具は、別添 1 のとおりとする。

3 借用

- （１）借用対象は、町内に在住する個人または団体のみに限る。
- （２）貸出し日数は、１週間以内とする。
- （３）貸出し及び返却対応は、センター職員の勤務時間内に限る。

4 申請方法

用具を借用しようとする者は、当該用具を有するセンター長へ「ニュースポーツ用具借用書（様式 1）」を提出するものとする。

5 注意事項

- （１）用具の転貸は禁止とする。
- （２）営利目的での貸出しは行わない。
- （３）借用した用具は、借用期間終了の日までに返却する。
- （４）用具を破損、紛失した場合は速やかに届け出るとともに、修理費の負担または弁償していただく場合がある。
- （５）用具の運搬は、申請者が行うこと。
- （６）用具の使用は屋内用、屋外用を守ること。
- （７）用具は町内での使用に限る。